

既収載品の内外価格差について

1. 価格調整の水準

- 1) 外国価格参照制度は、平成14年改定において、再算定（価格見直し）に導入され、その際の外国平均価格との倍率は、再算定の対象を1.5倍以上かつ直近2回の材料価格改定を通じて保険償還価格の下落率が15%以内のものとされた。
- 2) 平成16年改定において、直近2回の下落率が15%以上のものについても、外国平均価格の2倍以上であれば、再算定の対象とすることとした。
- 3) 平成20年改定において、下落率15%以上のものについて、「次回改定（平成22年改定）において、1.5倍とすることをにらみつつ、1.7倍とする。」とされた。
- 4) 平成22年改定において、下落率に関わらず、1.5倍以上を対象とすることとされた。
- 5) これらにより、外国価格比は以前と比べると縮小傾向にある。（参考①、②）

	再算定（価格見直し）の対象	
	下落率 15%以内	下落率 15%以上
平成14年改定	1.5倍以上	
平成16年改定	〃	2倍以上
平成18年改定	〃	〃
平成20年改定	〃	1.7倍以上
平成22年改定	1.5倍以上	

※再算定（価格見直し）については、価格改定前の75/100を下限額とする。

2. 海外実態状況調査結果について（参考③）

- 1) 米国のリサーチ会社より、ペースメーカー等の購入価格データを購入し分析。
- 2) データの得られた品目では、国内の特定保険医療材料価格調査と比べて、加重平均値で4～5割以下にとどまっていた。
- 3) 米国、日本ともに、同一品目内で価格に大きなばらつきが見受けられた。

3. 既収載品についての論点（案）

- 内外価格差の実質的な解消に向けて、我が国の流通実態及び海外実態状況調査等を踏まえつつ、再算定（価格見直し）の対象についてどの様に考えるか。